

## 『儀礼』の「記」をめぐる一考察

末永 高康

### 一

郭店楚簡や上博楚簡等、近年の新出土資料は兩戴記の資料性に対するわれわれの認識を大きく変化させている。縮衣篇や孔子間居篇など、これまでは戦国最末期以後の成立であろうと推定されていた諸篇が、戦国期の写本として現れてきたからである。兩戴記の諸篇の成立はどうやらこれまで想定されていたものよりもかなり早いようなのである。だが、兩戴記各篇の資料的性格についての個別の議論は、新出土資料と関連の深い少数の篇を除いては、現在でもそれほど十分に行われているわけではない。特に『礼記』の核のひとつである、『儀礼』の礼の義を説いた諸篇（冠義篇や昏義篇など）や、『儀礼』に明記されていない儀節を補った諸篇（喪大記篇や喪服小記篇など）については、従来からそうではあるが、ほとんど研究の俎上に載せられていないのが現状である。この現状を打開しようとして、これらの諸篇を思想史研究の素材として活用

していく道を模索しているうちにたどり着いたのが、『儀礼』の「記」をめぐる問題である。

周知のように、『儀礼』土冠礼「記冠義」の重複文が『礼記』郊特性篇に見えている。冠礼の義を説いたものであるが、郊特性篇では、婚礼の義を説いた一段がその直後に続いている。冠礼の義を説いた前段が土冠礼の記として付されているのであれば、婚礼の義を説いた後段もまた土昏礼の記として付されてもおかしくないと思われるのだが、現行の『儀礼』にこの部分は含まれていない。また、『礼記』の喪大記や喪服小記篇で補われた礼の儀節など、土喪礼（既夕礼）や喪服の記として収められていてもおかしくないようなものが多数含まれている。同じように礼の義を説き、礼の儀節を補った文章でありながら、あるものは『儀礼』の記に収められ、あるものは『礼記』の一節として残される。この違いを与えているものはなにか。ここには礼文献の成立過程の謎を解く鍵が隠されているはずである。かくして、礼の「記」である兩戴記についての探求は、おのずから『儀礼』の「記」の問題へと

導かれていくのである。

『儀礼』の「記」については、さいわいにして、田中利明「儀礼の「記」の問題——武威漢簡をめぐる——」（『日本中国学会報』第十九集、一九六七年）が優れた考察を残されている。ここでは田中氏の考察を手がかりとして、『儀礼』の「記」が握っている礼文献成立解明の鍵のありかを探り当ててみたいと思う。

## 二

まず、ここでの議論に必要な範囲で田中氏の議論をトレースしておきたい。その議論の発端は、武威漢簡『儀礼』では燕礼を除いて、経／記が区分されていなかったことにある。漢簡『儀礼』には今本の土相見礼、燕礼、大射儀、喪服、特性饋食礼、少牢饋食礼、有司徹に当たる各篇と単伝本の（喪）服伝が含まれていたが<sup>91</sup>、今本で経／記を分ける記冒頭の「記」字はどの篇にも見えていない<sup>92</sup>。燕礼だけは今本の経の末尾にあたる部分の下に「・凡三千六十六字」とあり、今本の記の末尾にあたる部分の下に「・記三百三文」とあることから、これが経／記を分けるものであることは明らかであるものの、この篇もまた経／記の境目に「記」字が置かれているわけではない。このことは、もともとの『儀礼』のテキストには今本のような経／記の区別がなかったことを示している。そこで、田中氏はこの区別が始まった時期について考証を加えるとともに、今本の経／記の区分が合理的なものでないこ

とから、新たに「経」「記」の区分を与え、さらに「記」を「直接的な記」と「間接的な記」に二分していく（ただし「記冠義」は除く）。『儀礼』の文献的性格を考える上でこの田中氏による区分は決定的に重要である。

田中氏の区分によれば、「経」とは各篇の冒頭部からはじまって始終一貫した儀式の次第を記した部分で、それ以外の部分が「記」となる。土昏礼を例に取れば、池田末利氏の訳注<sup>93</sup>では今本の土昏礼の経は十五に分節されているが、そのうちの（14）饗送者までが田中氏の言う「経」で、ここまでで婚礼の一連の儀式が終了する。今本の経ではこの後ろに（15）舅姑没婦廟見及饗婦・饗送者之礼が続くが、田中氏の区分では、これは「間接的な記」にあたる。「間接的な記」とは、「経」とは異なる状況下で行われる儀節を記した附則的な部分で、上の例では、舅姑がすでに没していた場合の婚礼の儀節が記されている（「経」ではもちろん舅姑が健在であることが前提とされている）。この「間接的な記」以外の「記」が「直接的な記」で、田中氏の言葉では「（「経」の段階では）言わなくてもわかっていたから省略されたのであるが、それが後世言わなければ解らなくなってきたので、それを記した」ものである。婚礼について言えば、そこで用いられる各種口上などがその典型で、今本の土昏礼では記の部分に「昏辭曰、……」とまとめて記されている。

このように「経」「記」を区分した上で、田中氏は、土冠礼を除けば、今本の経の部分には「直接的な記」が含まれていないこと

を指摘し、今本に至る過程を次のように想定されている。

「経」の附的な「間接的な記」が「経」とともに口誦されて伝えられる一方、『荀子』大略篇に聘礼の「記」とほぼ同文が「聘礼志」として引かれていることから知られるように、「直接的な記」は書写されて伝えられていた。後に両者が結合されて今本の形になるが、士冠礼だけはその上に冠礼の義を説く「記冠義」がすでに付加されていたので、後世、今本の経／記が区分されていった際にも「記冠義」以前の部分にこの区分が及ばなかった。

口誦か書写かという伝達形式の相違をともなっていたか否かは問題となるものの<sup>(4)</sup>、「記冠義」を除く『儀礼』を「経」と二つの「記」に分ける田中氏の区分は妥当であろうと思う。そこで以下、「経」「記」については、田中氏の区分を用いて、それを今本の経・記と区別するために、「」でくくって示すことにする。

この区分を今本土冠礼の経（「記冠義」以前の部分）を例に示すと次のようになる（分節は池田訳注による）。

### 【経】

(1) 筮日（冠礼の日を筮<sup>うらな</sup>う）

……（中略）……

(18) 送賓帰俎（賓を送り俎<sup>わく</sup>を帰る）

### 【間接的な記】

(19) 醯用酒之礼（醴の代りに醯に酒を用いる礼）

……「若不醴、則醯用酒。……」

(20) 孤子冠（孤子が冠する）……「若孤子、則……」

(21) 庶子冠（父が生きている時の庶子の冠礼）

……「若庶子、則……」

(22) 見母権法（母に見ゆる時の変礼）……「冠者母不在、則……」

### 【直接的な記】

(23) 戒賓宿賓辞（賓に戒<sup>つ</sup>げ賓を宿<sup>す</sup>める辞<sup>ことば</sup>）

(24) 加冠祝辞（加冠の時の祈祝の辞）

(25) 醴辞（醴を授ける時の辞）

(26) 醯辞（醴を授けないで酒で醯の礼を行う時の辞）

(27) 字辞（字を授ける時の辞）

(28) 屨（屨について）

「間接的な記」においては、各節の冒頭部もあわせ示しておいたが、ここから知られるように、「若……、則……」で始まるのが、この「記」の基本的な形である。

### 三

さて、このように「経」と二つの「記」に分けることにより、われわれは『儀礼』各篇の構成をより明確にとらえることができるようになるのであるが、実は、「経」と「記」との境目はそれほど明瞭ではない。上の士冠礼の例が示すように、一つの篇の内部において「経」と「記」の境目は基本的に明確であって、両者の区別がつかないということはない<sup>(5)</sup>。ただ、いくつかの篇を通じて

見てみると、ある篇で「記」に記されているのと同等の記述が別の篇では「経」に組み込まれていることが少なくないのである。たとえば、上の土冠札で「直接的な記」に分類される(23)戒賓宿賓辞には次の言葉が示されている。

宿曰、某將加布於某之首。吾子將蒞之。敢宿。賓對曰、某敢不夙興。

宿めて曰く、「某將に布を某の首に加へんとす。吾子將に之に蒞まんとす。敢て宿む」と。賓對へて曰く、「某敢て夙に興ざらんや」と。

ここに対応する「経」(4)宿賓宿贊冠者は、

乃宿賓。賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅拜。乃宿賓。賓許。主人再拜、賓荅拜。主人退。賓拜送。

乃ち賓を宿む。賓、主人の服の如くにす。門を出て左し、西面して再拜す。主人東面して荅拜す。乃ち賓を宿む。賓許す。主人再拜し、賓荅拜す。主人退き、賓拜送す。

である。この「経」では「乃宿賓。賓許」とだけあって、両者のやりとりにおける言葉が記されていないから、それが「直接的な記」として別に補われているわけである。だが、同じような場面を記した特性饋食札の「経」(4)宿賓では、この対応の言葉が「経」に直接に書き込まれている。

賓如主人服。出門左、西面再拜。主人東面荅再拜。宗人擯曰、某薦歳事、吾子將蒞之。敢宿。賓曰、某敢不敬從。主人再拜、賓荅拜。主人退、賓拜送。

(傍線部の訓読は省略) 宗人擯けて曰く、「某、歳事を薦め、吾子將に之に蒞まんとす。敢て宿む」と。賓曰く、「某敢て敬み従はざらんや」と。(傍線部の訓読は省略)

この言葉のやりとりの前後の文章(傍線部)は土冠札「経」と特性饋食札「経」でほとんどかわらないから、土冠札「経」もまた「記」の口上の言葉を「経」に組み込むことはできたはずなのである。これは口上だけではない。上の土冠札の「直接的な記」の末尾に付けられた「屨(くつ)」についての補記は次のようなものである。

屨夏用葛。玄端黑屨、青絢縹純、純博寸。素積白屨、…。爵弁纁屨、…。冬皮屨可也。不屨纁屨。

屨は、夏には葛(製のもの)を用ふ。玄端(を着用した時)には黒屨(くろぐつ)にして、(この屨には)青き絢(つま先のかざり)・縹(下底との縫目のかざり)・純(ふちかざり)ありて、純は博寸なり。素積(無地で積(ひだ)のある装を着けた時)には白屨(しろぐつ)にして、…爵弁(の時)には纁屨(うすあかぐつ)にして、…冬には皮屨なるも可なり。纁屨(あらぬのぐつ)を屨かず。

夏冬で用いる「屨」の違いや、服に応じた「屨」の違いを述べたものであるが、これと類似した記述は土喪札の「経」(9)襲事所用衣服陳于房中者に見えている。

爵弁服純衣、皮弁服、椽衣、緇帶、鞅鞞、竹笏。夏葛屨、冬白屨、皆總緇絢純、組蒸繫于踵。

爵弁服の純衣、皮弁の服、椽衣(の以上の三服のほか)、緇帶(く

ろおび)、<sup>はつがし</sup> 鞆(ひざかけ)、竹笏あり。夏は葛(製の)屨、冬は白屨にして、(屨には)皆縹と緇(くろ)の紵・純とあり、<sup>そま</sup> 組褌(くみひも)ありて、(屨の)踵(しよ) (うしろ)に繋ぐ。

これは死者に服をおおい着せる「襲」に用いる衣服等を列挙した部分である。ここに「屨」についての記述が入れられるのであれば、士冠礼「経」(6)冠日陳設において冠礼で用いる衣服を列挙する部分に上の「記」の記述が入れられても不可はない。「直接的な記」は「経」に組み込まうと思えば、それを組み込むことがつねに可能なのである。

「間接的な記」もまた「経」に組み込み得ないわけではない。そもそも、この「記」を特徴づける「若…、則…」の表現は、士冠礼「経」(1)筮日にすで見えている。

若不吉、則筮遠日、如初儀。

(占った結果)若し(その十日以内の近日が)吉ならざれば、(引き続き十日以後の)遠日を筮ふこと、初めの儀の如くにす。

冠礼を行う日取りについての占いは吉と出るものとして「経」は記しているが、もちろん占いはつねに吉と出るとは限らない。そこで附則的にこのように記されるのである。もつとも、これは当然に予想される事態に対しての附則事項であるし、その文章そのものが短いから、一連の儀式を記述する「経」の流れをさえぎってしまふこともない。これが「記」として独立させられていないのはむしろ当然のことといえる。だが、たとえば郷射礼「経」で旅酬から楽の演奏に移る間の部分に挿入された「大夫若有尊者、

則…」(10)遵入献酢之礼)の約二百五十字などはいかがであらう。請われて郷射に参加した大夫がいた場合の礼が附則として付け加えられているわけであるが、大夫が参加してはいないのであれば、この約二百五十字は飛ばして読まなければならないような性格のものである。このような附則で長文のものはだいたい一連の儀式がひと段落したあとで挿入されるのが通例のようではあるが、これらの例は「間接的な記」もまた「経」に組み込まれ得ることを示していよう。各篇の枠組みをはずしてしまつと、「経」と「直接的な記」「間接的な記」はそれほど明瞭には区別されなくなつてしまふのである。

#### 四

では、なぜ『儀礼』のある篇では「記」に記されているものが、他の篇では「経」に組み込まれているということが起こるのか。最も考えられるのは、各「経」の成立時期が異なり、「経」を記述するものの意識に変化が生じているということであろう。最初にあげた口上の例が最も分かりやすい。もし、特性饋食礼の「経」を記した者が、同時に士冠礼の「経」も記していたとすれば、その口上の言葉を必ずや「経」に書き込んでいたはずである。それが、そうならないのは、士冠礼「経」が特性饋食礼「経」に先立って書かれたからである。

ちなみに、士冠礼、士昏礼の「経」には口上の言葉が一切記さ

れていない。このことは、この二つの「経」の作者（同一人物であったかどうかはわからない）が、礼の記述において口上の言葉の記載を不可欠なものと考えていなかったことを示している。他方、特性饋食礼や少牢饋食礼（有司徹）の「経」では、他の「経」に比べて比較的丹念に口上の言葉が記されている。これらの「経」の作者がこの種の言葉を礼の記述上必要とされるものであると考えていたことは明らかである。士冠礼、士昏礼の「経」の作者と、饋食礼の「経」の作者とでは、礼の記述のしかたに対する意識の違いが見られるのである。

そして、士冠礼や士昏礼の「記」に口上の言葉が補記されていることは、これらの「記」の作者もまた、この種の言葉を礼の記述上不可欠のものと考えていたことを示している。この口上の言葉が「記」に補記されて「経」に組み込まれていないということは、その段階で士冠礼や士昏礼の「経」が「経」としてすでに固定されていたことを意味していよう。「経」の文章がなお流動的であり、そこに手を加え得るのであれば、「記」の作者は特性饋食礼「経」と同じような形で士冠礼の「経」を書き改めたはずだからである。よって、これらの「経」「記」については、次のような成立の順序が推定されよう。

- 一、口上の言葉が礼の記述上不可欠なものとして意識されていなかった段階

士冠礼「経」、士昏礼「経」

- 二、口上の言葉が礼の記述上必要とされるものとして意識された段階

特性饋食礼「経」、少牢饋食礼（有司徹）「経」

士冠礼「記」、士昏礼「記」（ともに「辞」を記した部分）

もつとも、二、の段階の成立のものであっても、すべての口上の言葉が書き留められているというわけではない。特性饋食礼「経」（7）、少牢饋食礼「経」（7）はともに陰厭の礼を示した部分であるが、前者が、

主人再拜稽首。祝在左。卒祝、主人再拜稽首。

主人再拜稽首。祝（主人の）左に在り。（祝）祝することを卒ふれば、主人再拜稽首す。

とだけ記しているところを、後者では

祝在左。主人再拜稽首。祝曰、「孝孫某、敢用柔毛剛鬣嘉薦

普淖、用薦歲事于皇祖伯某、以某妃配某氏。尚饗。」主人又再拜稽首。

祝（主人の）左に在り。主人再拜稽首す。祝して曰く、「孝孫某、

敢て柔毛・剛鬣・嘉薦・普淖を用ひ、用て歳事を皇祖伯某に薦め、某妃を以て某氏に配す。尚こひねはくは饗くはけよ」と。主人又再拜稽首す。

と記している、祝の祝辞（波線部）が補われている。同じく、口上の言葉を記述するものであっても、どのレベルまでを記述するかについては、「経」よって違いがあるのである。

ここであわせ指摘しておくべきは、士虞礼についてであろう。

士虞礼「経」(7)もまた陰厭の礼を示した部分であるが、その「経」には祝の祝辞が記されておらず、「記」でそれが補われている。のみならず、士虞礼「経」は口上の言葉を一切記していない。その成立の前後関係において、士虞礼「経」が少牢饋食礼「経」に先立つものであることは、士冠礼「経」と特性饋食礼「経」の場合と同様である。

さて、上の祝辞の有無の例は、特性饋食礼「経」よりも後れて少牢饋食礼「経」が成立したことを予感させるものであるが、特性饋食礼では「記」で補われている内容が、少牢饋食礼では「経」に組み込まれていることから、これを確認することができる。最も顕著なのは次の部分である。

・特性饋食礼「経」(8)

祝迎戸于門外。主人降立于阼階東。戸入門左、北面盥。宗人授巾。戸至于階、祝延戸。戸升入。祝先、主人従。

祝、戸を門外に迎ふ。主人降りて阼階の東に立つ。戸、門に入りて左し、北面して盥ふ。宗人、巾を授く。戸、階に至れば、祝、戸を延む。戸入りて入る。祝先んじ、主人従ふ。

・特性饋食礼「記」

沃戸盥者一人、奉幣者東面、執匱者西面淳沃、執巾者在匱北。宗人東面取巾、振之三、南面授戸。卒、執巾者受。

戸に沃ぎて盥はしむる者一人にして、(汚水を受ける)幣を奉ずる者は東面し、(水を沃ぐのに用いる)匱を執る者は西面して淳沃ぎ、巾を(匱に入れて)執る者は匱の北に在り。宗人東面して巾を取り、

之を振ること三たびし、南面して戸に授く。卒ふれば、巾を執る者受く。

・少牢饋食礼「経」(8)

祝出、迎戸于廟門之外。主人降、立于阼階東西面。祝先入門右。戸入門左。宗人奉幣、東面于庭南。一宗人奉匱水、西面于槃東。一宗人奉匱巾、南面于槃北。乃沃戸盥于槃上。卒盥、坐奠簞取巾、興振之三、以授戸、坐取簞、興以受戸巾。祝延戸。戸升自西階入。祝従。主人升自阼階。祝先入。主人従。

祝出でて、戸を廟門の外に迎ふ。主人降り、阼階の東に立ちて西面す。祝先に門に入りて右す。戸、門に入りて左す。宗人、幣を奉じ、庭の南に東面す。一宗人、匱水を奉じ、幣の東に西面す。一宗人、簞巾を奉じ、幣の北に南面す。乃ち戸に沃ぎて幣の上に盥はしむ。盥ふことを卒ふれば、坐して簞を奠きて巾を取り、興ちて之を振ふことを三たびし、以て戸に授け、坐して簞を取り、興ちて以て戸より巾を受く。祝、戸を延む。戸、西階より入りて入る。祝従ふ。主人、阼階より入る。祝先に入る。主人従ふ。

若干表現を殊にしてはいるものの、特性饋食礼では「記」で補記されている部分が、少牢饋食礼「経」の波線部に組み込まれている。上に引いた部分の儀節は、池田訳注(第V冊、七四頁)が特性饋食礼に注して「これらの戸・祝・主人の入室の次序や升階の法は少牢礼と同じである」と言われるように、両者は基本的に同一であるが、傍線を付した部分などは少牢饋食礼「経」のみに見えていて、こちらの方が礼の記述において詳細である。同様の傾向

は、特性饋食礼「経」、少牢饋食礼(有司徹)「経」全体にわたって見られ、より後れて成立した「経」の方が、より完備した形で礼を記述する傾向にあることが知られる。

同様にして、郷飲酒礼と郷射礼の「経」、燕礼と大射儀の「経」もまた、それぞれ前者が後者に先立つものであることが、次の例からわかる。

【郷飲酒礼と郷射礼】

・郷飲酒礼「経」(23)

賓出、奏陔。主人送于門外、再拜。

賓出づれば、陔(夏)を奏す。主人、門外に送りて、再拜す。

・郷飲酒礼「記」

樂正命奏陔。賓出至于階、陔作。

樂正命じて陔を奏せしむ。賓出でて階に至れば、陔作る。

・郷射礼「経」(49)

賓興。樂正命奏陔。賓降及階、陔作。賓出、衆賓皆出。主人

送于門外、再拜。

賓興つ。樂正命じて陔を奏せしむ。賓降り階に及びて、陔作る。賓

出で、眾賓皆出ず。主人、門外に送り、再拜す。

【燕礼と大射儀】

・燕礼「経」(8)

公拜受爵。主人降自西階。…(公)立卒爵、坐奠爵拜、執爵

興。主人荅拜、升受爵以降、奠于膳篋。

公拜して爵を受く。主人、西階より降る。…(公)立ちて爵を卒へ、

坐して爵を奠きて拜し、爵を執りて興つ。主人荅拜し、升りて爵を受けて以て降り、膳篋に奠く。

・燕礼「記」

公拜受爵、而奏肆夏。公卒爵、主人升受爵以下、而樂闋。

公拜して爵を受くれば、而ち肆夏を奏す。公、爵を卒へ、主人升りて爵を受けて以て下れば、而ち樂闋む。

・大射儀「経」(8)

公拜受爵、乃奏肆夏。主人降自西階。…(公)立卒爵、坐奠

爵拜、執爵興。主人荅拜。樂闋。升受爵、降奠于篋。

公拜して爵を受く。乃ち肆夏を奏す。主人、西階より降る。…(公)

立ちて爵を卒へ、坐して爵を奠きて拜し、爵を執りて興つ。主人荅拜す。樂闋む。升りて爵を受け、降りて篋に奠く。

郷飲酒礼や燕礼では「記」で補記されている案についての情報が、郷射礼や大射儀では「経」に組み込まれている。郷射礼や大射儀の「経」が先にあつて、そこから案についての情報を落として郷飲酒礼や燕礼の「経」が作られたとは考えがたいから、郷飲酒礼「経」↓郷射礼「経」、燕礼「経」↓大射儀「経」の順が想定されることになる。ここで、燕礼「経」(25)に見える、

若射、則大射正爲司射、如郷射之禮。

若し射れば、則ち大射正、司射と爲り、郷射の礼の如くす。

が郷射礼「経」の存在を前提としたものであるならば、この四つの「経」はこの順で成立したことになるう。

また、燕礼「記」には、



凡公所辭、皆栗階。

凡その辭する所は、皆栗階す。

と補記されている。「栗階」とは階段を一段ごとに足をそろえることとなく急いで升ることであるが、この語は、「聘礼「経」(12)」

公降一等辭。栗階升聽命、降拜。

公、一等を降りて辭す。(實)栗階して升りて命を聴き、降りて拜す。

の他、「聘礼「経」」にもう一か所、公食大夫礼「経」に二か所見えている<sup>(9)</sup>。いずれも公や君が(一等を降って)辞退した場合に、辞された側が「栗階」することを言ったものである。これらの「経」の成立の後に、「燕礼「経」」が記されたのであれば、「栗階」についての情報は「経」に組み込まれていたであろうから、ここから燕礼「経」の先行が推定される。すべての「経」の先後関係を確定するには至らないが、「記」に注目することによって、少なからぬ「経」について、その相対的な先後関係を明らかにすることができるのである。

そこで、以上の考察の結果を図示すれば図1のようになる。直線でつながれたものは上が古く、下が新しいが、それ以外の先後関係はわからない。ただ、口上の言葉の有無に注目するならば、これを記録しない土虞礼「経」は士冠礼「経」に近い時期のものと考えられるし、郷射礼が射に関する部分で多く口上の言葉を記録するのに対し、郷飲酒礼「経」が三、四文字のごく短い口上もただ四か所にだけ留めていることよりすれば、郷飲酒礼「経」も

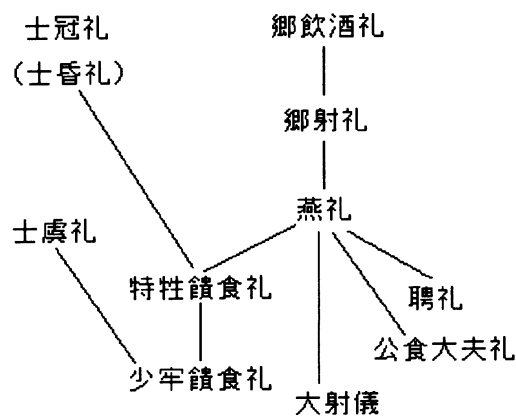


図1

また士冠礼「経」に近い時期の成立であると考えてよいであろう。また、図には見えないが、観礼「経」は口上の言葉を記録しようとする意識が明確であるから、相応におくれた時期に成立したと考えよう。

判断の難しいのが士喪礼(既夕礼)「経」で、今本土喪礼篇末の(34)筮宅兆と(36)卜葬日の葬所や葬日を占う部分でのみ長い口上の言葉が取られていて、他では口上の言葉はほとんど記されていない。復の時に叫ぶ「皋、某復(ああ、某復れ)」の他、二字と三字の短い言葉がそれぞれ一つ取られているだけである。この占いの部分だけを見るならば、士冠礼「経」の(1)筮日などよりも、特性饋食礼「経」(1)筮日によほど近いのであるが、今本土喪礼篇末の(32)朝夕哭奠、(33)朔月奠及薦新以下の大斂後の部分は後から付加されたもののようにも見える。もし、この部分が後の付加によるものであるならば、もともとの士喪礼(既夕礼)「経」は土虞礼「経」に近い時期の作ということになる。

残るは士相見礼と喪服であるが、喪服は他「経」と違って儀式の次第を記すものではないから、ここで他「経」と同じように論ずることはできないし、今本の士相見礼はそもそも「経」の部分に欠いている。田中氏は最初の一段の(1)士与士相見之礼(士と士が相い見える礼)を「経」と見なされているが、川原寿市氏が「全経、記文の体をなしている」(『儀礼釈攷(解説篇)』七四頁)と言われるように、士相見礼はその全体を「記」と見なすべきものである。敢えて言えば、冒頭の「士相見之禮」五文字だけが「経」となるが、これが「経」の名残りであるのか、それとも、そもそも最初から「経」が作られなかつたのかどうかはわからない。

各「記」の成立については、各礼の「経」と「記」とでは「経」が「記」に先立つものであることは明らかであるものの<sup>(3)</sup>、他「経」との先後関係や、各「記」相互の先後関係に関して詳しいことはあまりわからない。聘礼の「記」に「饋食の礼の如し」とあり、士虞礼の「記」に「其の他は饋食の如し」とあって、これらの「記」が饋食礼「経」の存在を前提とすることから、饋食礼「経」の先行が知られる程度である。上に記した、士冠礼「記」で補記される言葉が特性饋食礼では「経」に組み込まれている例や、特性饋食礼「記」で補記される内容が少牢饋食礼では「経」に組み込まれているといった例は、後者の「経」に先立って前者の「記」が記されたことを感じさせるが、その逆であった可能性もあながち否定できない。そもそも各「記」の全体が一時に作られたと仮定してよいものかどうかからして怪しいであろう。「記」の各条が、

必要に応じて順次に「経」に加えられていったというのが実情に近いのではないだろうか。より細心な『儀礼』の読者であれば、各「経」や各「記」の成立の順序をより正確に定めることができらるであろうが、論者の関心においては、さしあたりこの程度の議論で十分である。以上の検討から、少なくとも次の点は明らかになつたと思われる。

一 a、各「経」の成立は同時ではなく、より後れて成立した「経」は先行する「経」(や「記」)を参照して作られている。

一 b、その結果、より後れて成立した「経」の方が、より完備した礼の記述を持つ傾向がある。

二、各「経」の成立後は、礼の記述の完備化は各「記」によつて引き継がれた。

一 a、は「経」の範囲が時間とともに拡大していったことを示している。特性饋食礼「経」↓少牢饋食礼「経」の部分も最も明確であるが、図1は全体として士礼をもとにして大夫礼以上の「経」が作られていったことを示している。これは「経」の種類を増やして、その守備範囲を拡大していく方向での礼の完備化であると言える。

一 b、は各「経」のレベルにおける礼の記述の完備化であり、二、は完成した各「経」を補う完備化である。すべての「経」が

すべての「記」に先行して成立しているのであれば、一、から二、へと段階を経て移行したことになるが、おそらく、一、と二、は一部並行して行われたものであろう。

この完備化は、大きく二つの方向に分かれることになる。一つが「直接的な記」による完備化に対応するもので、これは「経」の儀節を補って完備化していくものである。先行する「経」で記されない儀節を補う形で後出の「経」が記されているのであれば、「経」のレベルにおける完備化、それが「記」で行われるのであれば「記」のレベルにおける完備化である。他の一つが「間接的な記」による完備化に対応するもので、「経」のメインストリームとは異なる状況下で行われる礼の儀節を補うものである。これはすでに「経」に組み込まれている場合もあるが、多くは「記」によって補われることになる。

以上が『儀礼』の「経」「記」から読み取れる、礼経の完備化の過程である。

## 五

さて、ここで考えなければならないのは、このような礼経の完備化と礼それ自体の完備化との関係であろう。『儀礼』の「経」にせよ「記」にせよ、それがすでに行われている礼——たとえそれが現実の社会では行われていなくても儒家がかくあるべしとして実践的に教え学んでいる礼——の単なる記述であるのならば、礼

経の完備化は単にその「記述の完備化」に過ぎず、礼それ自体の完備化とは無縁である。実践されるものとしての完成した礼が先にあつて、礼経はそれを言語によつて模写するに過ぎない。しかし、次の例などは、むしろ礼経の完備化が礼それ自体の完備化を誘導しているように見える。

まず「記」によつて完備化される前の「経」を示しておく。

・士虞礼「経」(1)

士虞禮…特豕饋食。…設洗于西階西南、水在洗西、篚在東。

士の虞礼…特(二匹の犠牲の)豕と饋食もてす。…(余水を棄てる)

洗を西階の西南に設けて、水は洗の西に在り、篚(さかづきなどを

入れるかご)は東に在り。

・特性饋食礼「経」(5)

牲在其西、北首東足。設洗于阼階東南。

牲(一豕)は其の西に在り、首を北にし足を東にす。洗を阼階の東

南に設く。

両者を見比べると、余水を棄てる「洗」の位置を指定する前後で、士虞礼「経」の場合は、犠牲の置き方が、特性饋食礼「経」の場合は「水」や「篚」の置き場所が省略される形になっているのがわかる。これが「記」では、次のように補われることになる。

・士虞礼「記」

陳牲于廟門外、北首西上、寢右。

牲を廟門外に陳ぶるに、首を北にして上を西とし、右を寝かす(一足は西にする)。

## ・特性饋食礼「記」

水在洗東、篋在洗西南順。

水は洗の東に在り、篋は洗の西に在りて（北から）南に順ふ。

士虞礼では、犠牲の足は西向き、「洗」をはさんで「水」は西で「篋」は東であるのに対し、饋食礼では、犠牲の足は東向き、「洗」をはさんで「水」は東で「篋」は西というように、「記」は凶礼としての士虞礼と吉礼としての饋食礼がきれに対をなすように補記している。

ここで、「経」の段階ですでに「記」に記されたような儀節がすでに行われていて、「経」の作者がそれを「省略」したという可能性はほとんどないと思われる。犠牲の置き方にせよ、「水」や「篋」の置き位置にせよ、それは吉礼と凶礼とを分ける重要なポイントとなるものである。このようなポイントをと落として「経」の作者が礼を記述したとは考え難い。「経」の作者自身は、その礼を体に覚えこませていて、なかば無意識にそのような儀節を行えるように訓練されていたかも知れないが、そもそも「経」を記すという行為は、礼をいまだ十分に行えないものに、正しい礼を伝えようとする行為である。その行為において、礼の性格を定めるようなポイントを押さえずに伝えるようなことがあったとは思われないのである。他の部分であれだけ詳細に礼を記述しているのを見ればなおさらである。おそらく、「経」が記された段階では、犠牲の置き方等に明確な規定がなかったであろう。「経」の作者が「洗」の置き場所を士虞礼と饋食礼とで違えて記す時に、それが凶礼と吉礼とを象徴す

るものであると明確に意識していたかどうかさえ怪しい。それが、「記」の作者になると、凶礼としての士虞礼、吉礼としての饋食礼という意識が明確で、両者の違いが反映されるように、その儀節の細部を定めていくのである。戸に「盥（てあらい）」をさせる時に、士虞礼「記」と特性饋食礼「記」とでは、「（棄水を入れる）槃」を持つものと「（水を注ぐための）匱」を持つものの位置が東西を逆にして記されているのなども、この典型的な例である。もちろん、これらの「記」が記されて、そこではじめてこの儀節が行われるようになったとまでは言い得ないが、このような「記」を書き記そうとする意識と、礼それ自体を完備化しようとする意識が不可分であることは、ここに明らかであろう。礼経の記述の完備化は、単に「記述の完備化」を意味するだけでなく、礼それ自体の完備化と連動しているのである。これは「間接的な記」においても同様だったはずである。

たとえば士冠礼（21）の「記」に、庶子に冠する場合の礼を記して、

若庶子、則冠于房外南面、遂醮焉。

若し庶子ならば、則ち（阼階の位ではなく）房外に冠して南面し、（客位ではなく房外で）遂に醮す。

とある。これが、当時における冠礼の儀節をそのまま記録したものであるか、「記」の作者によって新たに規定されたものであるかはわからない。ただ、この「記」の作者が適子と庶子との間では冠礼の儀節に違いがあるべきであると考え、この違いを固定化する形

で礼経を完備化しようとしていることは確かである。

この「記」の作者の意識など、ほとんど次の「記冠義」の一步手前にあると言える。

適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。

適子、阼に冠するは、以て（父に）代ることを著あきかにするなり。

客位に醮するは、（適子として成人に）成る有るを加たうとぶなり。

適子が阼階の位に冠し、客位に醮することについて、「記冠義」ほどの明確な認識はなかったかも知れないが、「記」の作者もまたこれらの儀節の持つ象徴的な意味に目を向けていたことは確かであろう。礼を完備化していくためには、各儀節が象徴するものや、その儀節がそのような形で行われる根拠に対する問いかけがともなわなければならぬ。礼を完備化していく初期の段階では、この問いかけはそれほど自覚的なものでなかったかも知れないが、礼がより完備化されるにつれて、より自覚的にこれが問われていったものと思われる。そのような見方が、やがては「記冠義」のような形でも結実していったのであろう。「記冠義」は確かに今本『儀礼』のなかでは異質な要素ではあるが、これもまた「記」の延長線上に乗るのである。

「記冠義」という異質な要素に触れたついでに、「直接的な記」の一部に見える異質な要素についてもここで一瞥を与えておきたい。士相見礼「記」の

凡與大人言、始視面、中視抱、卒視面、毋改。

凡そ大人と言ふには、始めは面を視、中ごろには抱（襟の合わさっ

ているところ）を視、卒おほりにも面を視て、改むる毋れ。

のようなものがそれで、ここでは大人と話すときの視線の置き方が記されている。論者は以前このようなものを「心得（こころえ）」と呼んだことがあるが<sup>(12)</sup>、「経」の儀節を補う部分とは明らかに異質で、特定の儀節を行うのよりはよりひろい状況下におけるふるまいの各種心得に類するものを説いた部分である。他文献との重複や類似が顕著であるのもこの部分の特徴で、聘礼の「記」の「私覲、愉愉焉（私覲には愉愉焉たり）」と同文が『論語』郷党篇に見え<sup>(13)</sup>、同「記」の「辞苟足以達、義之至也（辞は苟くも以て達するに足れば、義の至りなり）」が『論語』衛霊公篇の「辞達而已矣（辞は達するのみ）」と類似するのをはじめとして、この部分には『礼記』曲礼篇などとよく似た表現が見えている<sup>(14)</sup>。このような部分は『儀礼』の「記」においてはごく少数で、士相見礼や聘礼の一部に見えているにすぎず、どうしてこのようなものがここに含まれているのかよく分からない。

ただ、思うに、『儀礼』の「経」の記述だけでは、一般にはその儀節が行われる際の様相モトが定まらないのである。上に引いた聘礼「記」の「私覲、愉愉焉」の手前には、

執圭入門、鞠躬焉、如恐失之。及享、發氣焉盈容。

（聘礼を行うに）圭を執りて門に入れば、鞠躬焉として（謹みきわまり）、之を失はんとすることを恐るるが如くにす。享（礼）に及んでは、氣を發して（和氣の）盈つる容あり。

とあって、「聘礼」、「享礼」、「私覲（私的に覲える礼）」の様相の違

いが記されているが、「経」においては三者同じように儀節の次第が淡々と記されているだけで、この様相の違いが特に書き込まれているわけではない。「経」の作者としては、儀節の細部を殊にすることによつて（たとえば「私観」の場合には他と異なり實は廟門を入つて右に曲がるとされている）、それぞれの儀節を行う際の様相の違いもまた、そこに含め込めようとしているのであるが、少なくとも「経」の表面にはこの様相の違いがあらわれてこない。『儀礼』に頻出する「再拜稽首」にしても、実際には、誰に向かつてどのような状況下で行うかによつて、その様相は（たとえばどのような面持ちで行うかなど）若干異なつていたはずであるが、『儀礼』は一律に「再拜稽首」と記すだけである。<sup>53)</sup>上に引いた士相見礼「記」に見えるように、話をする際にも視線の置き方ひとつで相手に与える印象を殊にする（すなわち、その様相を殊にすることになるが、『儀礼』の「経」にはこのことに関する注意事項のようなものは一切記されない。ただ、実際に儀礼を行う上では、どのような様相のもとでそれを行うか、いかにふるまえばその様相がよくあらわれるようにできるのかは重要事であるから、これもまた礼を学ぶものが探求すべきもののひとつである。士相見礼や聘礼の「記」の例は、その探求の一端が『儀礼』の「記」に紛れ込んだものである。ともあれ、これもまた『儀礼』の「記」が当時の礼学の展開の一端を伝えるものであると言える。

## 六

以上に示したように、『儀礼』の「経」「記」を見ることによつて、われわれは初期礼学の展開のいくつかの側面を知ることができるのであるが、その側面のうち『儀礼』に集中的に反映されているのは礼の完備化の過程である。『儀礼』の各篇が「経」「記」さらには「記冠義」を含めてひとつのまとまりを持っていることは、この礼の完備化の過程がある時点で一応の完成を見たことを示している。「記」はその性格上どこまでも継ぎ足すことができるから、その付加がどこかで打ち切られなければ、各篇が固定されることはないのである。逸礼の多さを考えれば、「経」の種類もまた次第に付加されて増えていったのであるが、今本『儀礼』に残されているような主要な礼についてはだいたい同じような時期にこの篇の固定化が行われたように思える。図1で下部に位置して、比較のおそい成立と思われる大射儀などは「記」を全く持たないし、少牢饋食礼（有司徹）も「直接的な記」を持っていない。これは、これらの「経」が比較的完備しているということにもよるであろうが、「経」の成立がこの固定化の時期に近く、「記」がつくられる暇<sup>54)</sup>がなかったことを暗示していよう。逆に、士冠礼に「記冠義」が付せられているのは、その「経」の成立が早かったために、「記」が整備されるのみならず、この部分をも含むに至つたものと思われる。そして、この「記冠義」の部分も含めて、古文のテキストが存在したことを、鄭玄の注は示している。<sup>55)</sup> 古文経

はすべて漢人の偽作であるとする、極端な（それ自体根拠のない）懐疑的な立場を取らないならば、これらの篇の固定化は秦火に先立っていたと見なければならぬであろう。その具体的な時期を明らかにすることはできないものの、『儀礼』の各篇は先秦時代のある段階ですでに固定化されていたと考えられるのである。<sup>37)</sup>

さて、われわれが『儀礼』の「記」に注目したのは、そこに兩戴記の各篇の成立を解く鍵が隠されていると予感されたからであるが、このように『儀礼』を通じて初期礼学の展開のいくつかの側面を追いかけてみると、兩戴記の内、特に礼に関係の深い諸篇が、この展開の上に位置づけられることに、あらためて気づかされるであろう。まず、『礼記』の投壺篇や『大戴礼記』の公冠篇等の、いわゆる古文経の残存せるものとされる諸篇が、「経」の種類を増やしていく方向での礼の完備化の過程の上にあるものであることは見やすい。それらの成立時期については個別の議論を要するが、投壺篇が射礼の余戯を、公冠篇が公侯の冠礼を補うものであることよりすれば、それぞれ射礼の「経」、士冠礼「経」の後に成立したものと考えてよいであろう。特に後者が、「記冠義」の「公侯之有冠禮也、夏之末造也（公侯の冠礼有るは、夏の末に造れるなり）」と同じ関心の下にあることは明らかである。

『礼記』の喪大記篇や喪服小記篇等の、『儀礼』の「記」に類する各篇が、「直接的な記」「間接的な記」を受け継ぐ礼経の完備化の過程の上に位置するものであることも見やすい。これが「記」を「受け継ぐ」ものであることは、これらの諸篇が『儀礼』の「記」

に組み込まれていないことのうちにすでに示されている。士喪礼等の篇がすでに固定化された後に、これらの篇が記されたから、それが『儀礼』の「記」に取り込まれていないのである。特に、喪大記篇は、大夫以上の喪礼を完備化していく意識が明確であった、これが士喪礼等の「記」と同時期のものであったとは思われない。

『礼記』曾子問篇のように変礼を問題とする部分が、「間接的な記」の延長上にあることもまた見やすいであろう。「間接的な記」では「経」とは異なる状況下で執り行われる礼が取り上げられているとはいえ、曾子問篇に見えるような極端な状況（たとえばまさに冠せんとするその時に親族の喪の知らせを受けた場合など）は想定されない。もつとも、聘礼「記」などでは、聘礼に赴いた使者がその途中で亡くなる場合など、それほど頻繁に起こると思えない事態が想定されているが、これは十分に想定される事態であるし、あらかじめ想定して対処法を考えておかないといけないようなものだったから「記」に記されているのである。例外的な事態はいくらでも考え得る。極端に例外的な事態も含めてそのすべてに対応するように礼を完備化していこうとする努力が、曾子問のような篇を生み出したものと思われる。

今本『礼記』の末尾に位置する冠義篇以下の礼の義を説く諸篇が、（雑多な要素を多く含むもの）「記冠義」と同様の性格のものであることは言うまでもない。冠義篇が「記冠義」と一部重複しつつもこれと異なるのは、これが「記冠義」を受け継いだものであ

るからなのである。昏義篇も、親迎の際に婿が婦車を御する距離が「御輪三周（輪を御すること三周）」と明記してあったりして、これが士昏礼「記」に先立つ成立であるのならば、この規定などは「記」に取られたであろうから、ここから昏義篇の後出が知られる。

これら両戴記の各篇の成立やその資料的性格については個別に議論していかねばならないが、『儀礼』の「経」「記」から読み取れる初期礼学の展開は、その議論を行う上での大きな枠組みを与えてくれているようなのである。

もっとも、本論で得られたのは、あくまで初期礼学の展開の方向性についての大枠に過ぎないし、特に、『儀礼』各「経」「記」の具体的な成立年代については、何一つ明らかにされていない。ここで得られた枠組みを用いて、ほんとうに両戴記各篇の資料的性格を確定していけるのか否かはまったくの未知数である。しかしながら、単に両戴記の雑多な内容を眺めているだけでは、その分析の糸口を見出すことすら困難であったことを思えば、その探求を可能にするひとつの枠組みが与えられただけでも、大きな前進であるといえよう。

次なる一步を踏み出して、両戴記中の礼に関する各篇の資料的性格を明らかにしつつ、初期礼学の展開を思想的に描き出すこと、これがわれわれに与えられた課題である。

## 注

(1) 『武威漢簡』文物出版社、一九六四年（中華書局、二〇〇五年再版）参照。整理者の陳夢家氏は甲、乙本の「服伝」は丙本のような無伝の経記本を削って伝を付けた「刪定本」であるとするが（壹「絞論」二「簡本儀礼在漢代經学上の地位」二）「服伝中経、記、伝的校訂」、ここでは沈文倬「漢簡《服伝》考」（『文史』第二四、二五輯、ともに一九八五年、後に『宗周礼楽文明考論』浙江大学出版社、一九九九年所収）に従い単伝本であると考える。

(2) なお、士相見礼、大射儀、少牢饋食礼、有司徹は今本でも経／記に分けられていない。

(3) 『儀礼I』（東海大学出版会、一九七三年）、以下で「池田訳注」と記すのは、すべてこの東海大学古典叢書の『儀礼』（全五冊）を指す。また、以下、『儀礼』経の節の分け方および節名はすべて池田訳注による。

(4) 郭店楚簡『緇衣』（『礼記』緇衣篇に相当、上博楚簡にも見える）や上博楚簡『民之父母』（『礼記』孔子間居篇の前半部に相当）の例よりすれば、『儀礼』各篇もまたかなり早い段階でテキスト化されていた可能性が高いであろう。

(5) 例外は士相見礼、覲礼であって、以下に記すように士相見礼は「経」を持たない。覲礼は「饗、禮、乃歸」の句で一連の儀式が終わる形を取っているが、その手前に「直接的な記」である（9）王辞命稱謂之殊が



挿入されている。おそらく、もとの親礼「経」は（9）節の手前で終わっていて、その終わり方が唐突なので、後に補われた「饗、禮、乃歸」句が誤って（9）節の後ろに入れられてしまったものと思われる。

喪服は儀式の次第を記したものでないから、厳密に言うところ田中氏の「経」の定義にあてはめることはできないが、五服の記述が終わったところ、すなわち今本の経の末尾がまた「経」の末尾であったと考えてよいであろう。他篇の「経」の末尾について、それが今本の経の末尾と一致しないものを池田訳注の分節によって示すと、次のようになる（士冠礼、士昏礼は本文参照）。

燕礼：（30）公与客燕の手前

聘礼：（29）遭所聘国喪及夫人世子喪の手前

公食大夫礼：（15）食上大夫礼之加於下大夫者の手前

少牢饋食礼（有司徹）：（28）不償尸者尸八飯後事の手前

（6）以下『儀礼』の訓読は池田訳注によるが、川原寿市『儀礼釈攷』も参照した。

（7）郷飲酒礼（24）遵者入之礼や士喪礼の（22）小斂後致極之儀、

（30）君臨視大斂之儀など、それぞれ一日の儀式が終わった後に記されている。

（8）たとえば、各動作において向く方角についての記述などは、特性饋食礼「経」より少牢饋食礼（有司徹）「経」の方がはるかに詳細に付けられている。

（9）他に次のような例があり、いずれも燕礼「記」の波線部の記述が大

射儀では「経」に組み入れられている。

・燕礼「経」（6）

（賓）拜告旨、執爵興。主人荅拜。賓西階上北面坐卒爵興。

・燕礼「記」

賓拜酒、主人荅拜、而樂闋。

・大射儀「経」（6）

（賓）拜告旨、執爵興。主人荅拜、樂闋。賓西階上北面坐卒爵興。

・燕礼「経」（12）

賓升、再拜稽首。公荅再拜。賓以旅酬於西階上。

・燕礼「記」

凡公所酬、既拜、請旅侍臣。

・大射儀「経」（12）

賓升、再拜稽首。公荅拜。賓告于擯者、請旅諸臣。擯者告于公。公

許。賓以旅大夫于西階上。

（10）聘礼「経」（13）「君降一等辭。擯者曰。寡君從子。雖將拜起也。

栗階升。」公食大夫礼「経」（3）「公降一等辭、曰、寡君從子。雖將拜、

興也。賓栗階升。」（9）「公辭。賓西面坐奠于階西、東面對、西面坐取

之、栗階升。」

（11）沈文倬「略論礼典的実行和《儀礼》書本的撰作」（前掲沈氏著、三

三頁、もと『文史』第一五、一六輯、ともに一九八二年）は経に対する自注が記であって、後世であれば割注等で記されるものが、そのような表現方法が確立していなかったため、経の後ろにまとめられているに過ぎないとして、経／記の同時成立を主張する。ただ、かりに経／記の同

時成立を認めたとしても、土冠、土昏礼が注記にまわしているものを、饋食礼では本文に組み込んでいるわけであるから、後者が後出であることは動かないであろう。沈氏の考え方に従えば、この土冠、土昏礼から饋食礼への変化は、単に文章技法上の進化を示すに過ぎないことになるが、口上を本文に組み込むのにそれほど大きな文章技法上の進展が必要だったとは思えない。土冠、土昏礼が記された段階では文章技法上どうしても本文に組み込み得なかったものが、それを本文に組み込み得るような技法が開発されて饋食礼のような形で記されたと考えれば、本論が示したように「記」は「経」の補記であって、土冠礼や土昏礼の「経」の段階と、饋食礼の「経」や土冠礼や土昏礼の「記」の段階とでは礼の記述のしかたに対する意識に変化が生じていると考える方が妥当であろう。

(12) 「曾子と礼」(『鹿児島大学教育学部研究紀要(人文社会科学編)』第六〇巻、二〇〇九年)。

(13) ただし『論語』では「焉」を「如也」に作る。

(14) 前掲拙稿参照。

(15) ただし、土喪礼(既夕礼)だけは「再拜稽首」ではなく「拜稽顙」として、その違いを明確にしている。

(16) 「記冠義」の「章甫、殷道也」に対して、「甫、或作父、今文爲斧」と注記されている。このことはまた、「記冠義」が秦火による混乱によって偶然に付加されたものでないことを示している。

(17) もちろんこのことは先秦時代に今本のような『儀礼』というまとまりがあったことを意味しない。あくまで各篇の固定化(＝成立)が先秦時代にあると考えられるというに過ぎない。

(付記) 本研究は科学研究費助成事業(基盤研究(C) 課題番号26370044)による成果の一部である。